

飲酒運転防止のための校内ルール

1 酒席に先立って

- ・酒席会場には、原則として自家用車では参加しない。
- ・運転代行での帰宅予定者については、飲酒前に運転代行を予約する。
- ・運転代行での帰宅予定者については、2次会以降の参加は認めない。
- ・飲酒の習慣がない教職員（体質的に飲酒できない等）は上記の限りではない。

2 酒席に際して

(1) 開会に先立ち実施

- ・幹事・管理職等は事前に参加者名簿を作成し、飲酒の有無、会場までの移動手段、帰りの手段を確認する。
- ・飲酒しない職員は「飲めませんシール」を貼るなどして周囲へ明示する。
- ・運転代行での帰宅予定者については、その予約状況を確認する。

(2) 酒席終了時実施

- ・幹事・管理職等は閉会時に呼びかけをして、帰宅方法について、改めて全員に確認をする。
- ・運転代行での帰宅予定者については、代行車への乗車を駐車場等で確認する。

3 対象となる酒席

- ・学校全体及び学年会、教科会の酒席等

4 上記3以外の酒席であっても本校職員の立場で参加する場合は、このルールを適用する。